対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
北海道恵庭市	桜森、島松沢及び西島松（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
北海道北広島市	島松及び三島（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百六十五　陸上自衛隊祝梅高射教育訓練場

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
北海道千歳市	祝梅千十六番地	
北海道千歳市	祝梅（次の図面に示す部分に限る。）	
北海道千歳市		柏台、駒里及び祝梅（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百六十六　陸上自衛隊上富良野演習場

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
北海道空知郡上富良野町	上富良野	
北海道富良野市	字ベベルイ（次の図面に示す部分に限る。）及び字ベベルイ以外の次の図面に示す地域	
北海道空知郡上富良野町	国有無番地、十人牧場、第一安井牧場、中ノ沢及び倍本農場（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
北海道空知郡中富良野町	字中富良野ベベルイ（次の図面に示す部分に限る。）	

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
北海道富良野市	字東富丘及び字ベベルイ（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに字東富丘及び字ベベルイ以外の次の図面に示す地域	
北海道空知郡上富良野町	国有無番地（次の図面に示す部分に限る。）、十人牧場（次の図面に示す部分に限る。）、第一安井牧場（次の図面に示す部分に限る。）、中ノ沢（次の図面に示す部分に限る。）、東五線北二十七号（次の図面に示す部分に限る。）、東五線北二十六号（次の図面に示す部分に限る。）、東五線北二十五号（次の図面に示す部分に限る。）、東五線北二十四号（次の図面に示す部分に限る。）、東六線北二十八号（次の図面に示す部分に限る。）、東六線北二十七号（次の図面に示す部分に限る。）、東六線北二十六号（次の図面に示す部分に限る。）、東六線北二十五号（次の図面に示す部分に限る。）、東六線北二十四号（次の図面に示す部分に限る。）、東六線北二十三号（次の図面に示す部分に限る。）、東六線北二十二号（次の図面に示す部分に限る。）、東六線北二十一号（次の図面に示す部分に限る。）、東六線北二十号（次の図面に示す部分に限る。）、東六線北十九号（次の図面に示す部分に限る。）、東六線北十八号（次の図面に示す部分に限る。）、東六線北十七号（次の図面に示す部分に限る。）、東十一線北二十二号（次の図面に示す部分に限る。）、東十二線北二十一号（次の図面に示す部分に限る。）及び東十二線北二十三号	
北海道空知郡中富良野町	字中富良野ベベルイ（次の図面に示す部分に限る。）	

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百六十七　陸上自衛隊矢臼別演習場

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
北海道野付郡別海町	矢臼別無番地	
北海道厚岸郡厚岸町	トライベツ及び別寒辺牛（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
北海道厚岸郡浜中町	西円朱別西十七線、西円朱別西十八線、西円朱別西十九線、西円朱別西二十線、西円朱別西二十一線、西円朱別西二十二線、西円朱別西二十三線、西円朱別西二十四線、西円朱別西二十五線、西円朱別西二十六線及び西円朱別西二十七線（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
北海道野付郡別海町	上風連、中西別、西春別及び矢臼別（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	